様式第２号（次世代則第一条及び第二条
並びに女活省令第一条及び第五条関係）　（第一面）

次世代法・女性活躍推進法　一体

（A4）

一般事業主行動計画策定・変更届

届出年月日　令和 8年 9月 21日

都道府県労働局長　殿

（ふりがな）　かぶしきがいしゃ　おおや
一般事業主の氏名又は名称　株式会社オオヤ

（ふりがな）　ささき　しんじ
（法人の場合）代表者の氏名　佐々木 真治

主たる事業

住　　所　〒472-0016
愛知県知立市西中町中長 43

電話番号　0566-81-9103

一般事業主行動計画を（策定・変更）したので、次世代育成支援対策推進法第 12 条第１項又は第５項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第８条第１項又は第７項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１．常時雇用する労働者の数　263 人（うち有期雇用労働者　81 人）
　男性労働者の数　142 人
　女性労働者の数　121 人

２．一般事業主行動計画を（[策定]・変更）した日　令和 8年 8月 1日

３．変更した場合の変更内容
　①　一般事業主行動計画の計画期間
　②　目標又は次世代育成支援対策・女性活躍推進対策の内容（既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。）
　③　その他

４．一般事業主行動計画の計画期間　令和 8年 8月 1日 ～ 令和 11年 7月 31日

５．規定整備の状況
　①　有期雇用労働者も対象に含めた育児休業制度　（[有]・無）
　②　有期雇用労働者も対象に含めたその他の両立支援制度　（[有]・無）

６．一般事業主行動計画を外部へ公表した日又は公表予定日　令和 8年 9月 30日

７．一般事業主行動計画の外部への公表方法
　①　[インターネットの利用]（女性活躍・両立支援総合サイト（両立支援のひろば、女性の活躍推進企業データベース）／[自社のホームページ]／その他（　　））
　②　その他の公表方法（　　）

８．一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
　①　事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け　②　書面の交付　③　電子メールの送信
　④　[その他の周知方法]（　ラインワークス　）

９．一般事業主行動計画を定める際に把握した職業生活と家庭生活との両立に関する状況の分析の概況
　①　育児休業等の取得の状況に関する状況把握・分析の実施　（[済]）
　②　労働時間の状況に関する状況把握・分析の実施　（[済]）

10．達成しようとする目標の内容（数値目標で代表的なもののみを記載。）
　①　育児休業等の取得の状況に関する目標の内容
　（計画期間における男性社員の平均育児休業取得率を 50%以上とする。）
　②　労働時間の状況に関する目標の内容
　（正社員１人当たりの各月ごとの時間外労働時間を 10 時間以内とする。）

11．女性の職業生活における活躍に関する情報の公表の方法
　①　[インターネットの利用]（女性の活躍推進企業データベース／[その他]（自社 HP））
　②　その他の公表方法（　　）

12．次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく認定（トライくるみん認定・くるみん認定）の申請をする予定　（有・無・[未定]）

13．次世代育成支援対策推進法第 15 条の２に基づく特例認定（プラチナくるみん認定）の申請をする予定　（有・無・[未定]）

様式第２号（次世代則第一条の二及び第二条関係）（第二面・第三面）
（女活省令第一条及び第五条関係）　（第四面から第五面）

14．次世代育成支援対策の内容

行動計画策定指針の事項			次世代育成支援対策の内容として定めた事項
1 雇用環境の整備に関する事項	（1）妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備	ア	妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保に係る制度の労働者に対する周知や情報提供及び相談体制の整備、配偶者が流産・死産（人工妊娠中絶を含む。）した労働者が休暇を取得しやすい環境の整備等の実施
		イ	男性の子育て目的の休暇の取得促進
		ウ	小学校第四学年以降のこどもや孫の子育てのための休暇制度の導入
		エ	育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施
		オ	育児休業制度や短時間勤務制度を利用しやすく、育児休業後に職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置の実施 （ア）　男性の育児休業取得を促進するための措置の実施 （イ）　育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知 （ウ）　育児休業期間中や短時間勤務制度利用中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し等 （エ）　育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供 （オ）　育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し
		カ	育児休業等を取得し、又は子育てを行う労働者が就業を継続し、活躍できるようにするための、次のいずれか一つ以上の取組の実施 （ア）　女性労働者に向けた取組 ①　若手の女性労働者を対象とした、出産及び子育てを経験して働き続けるキャリアイメージの形成を支援するための研修 ②　社内のロールモデルと女性労働者をマッチングさせ、当該労働者が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンターとして継続的に支援させる取組 ③　従来、主として男性労働者が従事してきた職務に新たに女性労働者を積極的に配置するための検証や女性労働者に対する研修等職域拡大に関する取組 ④　管理職の手前の職階にある女性労働者に対する研修等職域拡大に関する取組 （イ）子育て中の労働者に向けた取組 ①　育児休業からの復職後又は子育て中の労働者を対象とした能力の向上のための取組又はキャリア形成を支援するためのカウンセリング等の取組 ②　今後のキャリア形成の希望に応じた両立支援制度の利用や配偶者との家事分担等の検討を促すためのキャリア研修の実施 （ウ）　管理職に向けた取組等 ①　企業トップ等による仕事と子育ての両立の推進及び子育て中の能力発揮に向けた職場風土の改革に関する研修等の取組 ②　女性労働者の育成に関する管理職研修等の取組 ③　働き続けながら子育てを行う労働者のキャリア形成のために必要な業務体制及び働き方の見直し等に関する管理職研修 ④　育児休業制度や短時間勤務制度等を利用しても中長期的に処遇上の差を取り戻すことが可能となるような昇進基準及び人事評価制度の見直しに向けた取組 ⑤　育児休業や短時間勤務制度等の制度利用者のキャリア形成・能力開発を行っていく必要があることや、円滑な制度利用のために業務を代替する周囲の労働者の業務見直しや評価への配慮が求められることについての管理職向けの情報提供や研修の実施 （エ）　その他環境の整備 各企業における次世代育成支援対策の推進体制の整備を図る方策として、企業トップによる仕事と子育ての両立支援の推進が重要であるという考え方を明確にした強いメッセージの発信

		キ	こどもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施 （ア） 小学校就学後のこどもを養育する労働者に対する所定外労働の制限 （イ） 小学校就学後のこどもを養育する労働者に対する短時間勤務制度 （ウ） フレックスタイム制 （エ） 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度 （オ） 在宅勤務等
		ク	こどもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設置及び運営
		ケ	こどもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施
		コ	労働者がこどもの看護等のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等より利用しやすい制度の導入
		サ	希望する労働者に対する職務や勤務地等の限定制度の実施
		シ	子育てのために必要な時間帯や勤務地に関する配慮
		ス	子の心身の状況や労働者の家庭の状況により職業生活と家庭生活との両立に支障となる事情に配慮した措置の実施
		セ	子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施など子育てをしながら働く労働者に配慮した措置の実施
		ソ	不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施
		タ	育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
		チ	出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施
		その他	（概要を記載すること）
	（2）働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備	ア	時間外・休日労働の削減のための措置の実施
		イ	年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
		ウ	短時間正社員等の多様な正社員制度の導入・定着
		エ	職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施
		オ	子を養育する労働者や育児休業中の労働者の業務を代替する労働者に対する心身の健康への配慮
		その他	（概要を記載すること）
2 1以外の次世代育成支援対策に関する事項		（1）	託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等の整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等各種の子育て支援サービスの場の提供
		（2）	地域においてこどもの健全な育成のための活動等を行うＮＰＯ等への労働者の参加を支援するなど、こども・子育てに関する地域貢献活動の実施
		（3）	こどもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「こども参観日」の実施
		（4）	労働者がこどもとの交流の時間を確保し、家庭の教育力の向上を図るため、企業内において家庭教育講座等を地域の教育委員会等と連携して開設する等の取組の実施
		（5）	若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進
		その他	（概要を記載すること）

15．一般事業主行動計画を定める際に把握した女性の職業生活における活躍に関する状況の分析の概況
（１）基礎項目の状況把握・分析の実施　（　済　）

（２）選択項目の状況把握・分析の実施（把握した場合、その代表的なもののみを記載）
（　男女間賃金差異　）

16．達成しようとする目標及び取組の内容の概況（一般事業主行動計画を添付する場合は記載省略可）
（１）達成しようとする目標の内容（常時雇用する労働者数 301 人以上の事業主は、分類について次頁の表の左欄の数字を記載。数値目標で代表的なもののみを記載。）

（ⅰ）１つ目の達成しようとする目標の内容

分類	
②	男性社員の育児休業取得率を 50%以上にする。

（ⅱ）２つ目の達成しようとする目標の内容（常時雇用する労働者数 301 人以上の事業主は必ず記載）

分類	

表

達成しようとする目標に関する事項（分類）	達成しようとする目標に関連する項目
①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区) ・男女別の採用における競争倍率(区) ・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派) ・男女別の配置の状況(区) ・男女別の将来の育成を目的とした教育訓練の受講の状況(区) ・管理職及び男女の労働者の配置・育成・評価・昇進・性別役割分担意識その他の職場風土等に関する意識(区)(派：性別役割分担意識など職場風土等に関する意識) ・管理職に占める女性労働者の割合 ・各職階の労働者に占める女性労働者の割合及び役員に占める女性の割合 ・男女別の１つ上位の職階へ昇進した労働者の割合 ・男女の人事評価の結果における差異（区） ・セクシュアルハラスメント等に関する各種相談窓口への相談状況(区)(派) ・男女別の職種又は雇用形態の転換の実績（区）（派：雇入れの実績） ・男女別の再雇用又は中途採用の実績（区） ・男女別の職種若しくは雇用形態の転換者、再雇用者又は中途採用者を管理職へ登用した実績 ・非正社員の男女別のキャリアアップに向けた研修の受講の状況（区） ・男女の賃金の額の差異（区）
②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備	・男女の平均継続勤務年数の差異（区） ・10 事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合（区） ・男女別の育児休業取得率及び平均取得期間（区） ・男女別の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度（育児休業を除く。）の利用実績（区） ・男女別のフレックスタイム制、在宅勤務、テレワーク等の柔軟な働き方に資する制度の利用実績 ・労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間（健康管理時間）の状況 ・労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間（健康管理時間）の状況(区)(派) ・有給休暇取得率（区）

（２）女性の活躍推進に関する取組の内容の概況

達成しようとする目標に関する事項（分類）	女性の活躍推進に関する取組の内容として定めた事項（例示）
採用に関する事項	ア　採用選考基準や、その運用の見直し イ　女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的広報 ウ　一般職等の職務範囲の拡大・昇進の上限の見直し・処遇改善 エ　一般職等から総合職等への転換制度の積極的な運用 オ　育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施 カ　その他 （　　）
継続就業・職場風土に関する事項	ア　職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発 イ　上司を通じた男性労働者の働き方の見直しなど育児参画の促進 [ウ]　利用可能な両立支援制度に関する労働者・管理職への周知徹底 エ　若手の労働者を対象とした仕事と家庭の両立を前提としたキャリアイメージ形成のための研修・説明会等の実施 オ　育児休業からの復職者を部下に持つ上司に対する適切なマネジメント・育成等に関する研修等 [カ]　短時間勤務制度・フレックスタイム制・在宅勤務・テレワーク等による柔軟な働き方の実現 キ　その他 （　　）
長時間労働の是正に関する事項	[ア]　組織のトップからの長時間労働是正に関する強いメッセージの発信 イ　組織全体・部署ごとの数値目標の設定と徹底的なフォローアップ ウ　時間当たりの労働生産性を重視した人事評価 エ　管理職の人事評価における長時間労働是正・生産性向上に関する評価 オ　労働者間の助け合いの好事例発表・評価等による互いに助け合う職場風土の醸成 カ　チーム内の業務状況の情報共有／上司による業務の優先順位付けや業務分担の見直し等のマネジメントの徹底 キ　その他 （　　）
配置・育成・教育訓練に関する事項／評価・登用に関する事項	ア　従来、男性労働者中心であった職場への女性労働者の配置拡大と、それによる多様な職務経験の付与 イ　女性労働者の積極的・公正な育成・評価に向けた上司へのヒアリング ウ　若手に対する多様なロールモデル・多様なキャリアパス事例の紹介／ロールモデルとなる女性管理職と女性労働者との交流機会の設定等によるマッチング エ　職階等に応じた女性同士の交流機会の設定等によるネットワーク形成支援 オ　時間当たりの労働生産性を重視した人事評価による育児休業・短時間勤務等の利用に公平な評価の実施 カ　その他 （　　）
多様なキャリアコースに関する事項	ア　採用時の雇用管理区分にとらわれない活躍に向けたコース別雇用管理の見直し（コース区分の廃止・再編等） イ　一般職等の職務範囲の拡大・昇進の上限の見直し・処遇改善 ウ　非正社員から正社員への転換制度の積極的運用 エ　育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施 オ　その他 （　　）

（３）女性の活躍推進に関する望ましい取組の内容の概況

女性の健康上の特性に関する事項	ア　女性の健康上の特性に関する研修会の開催 イ　婦人科検診等の検診受診の重要性を含めた、健康課題に関する啓発冊子の配布や動画の配信等 ウ　生理休暇を取得しやすい環境の整備 エ　女性の健康上の特性に配慮した休暇制度の整備（不調時の休養、治療・通院、検診等の多様な目的で利用することができる休暇制度等） オ　女性の健康上の特性に配慮した柔軟な働き方を可能とする制度の整備（所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワーク等） カ　女性の健康上の特性について相談及び対応可能な体制構築（産業医、カウンセラーの配置や外部の相談先の紹介、オンラインによる健康相談） キ　女性が気軽に利用・相談できるオンラインによる相互交流の場の設置 ク　婦人科検診の受診に対する支援 ケ　妊婦等が利用できる休憩スペースの設置 コ　その他 （　　）

一般事業主行動計画の担当部局名	総務部労政課法務監査係
（ふりがな） 担当者の氏名	かが　やすひろ 加賀　康浩

（第六面）

（記載要領）

１．「届出年月日」欄は、都道府県労働局長に「一般事業主行動計画策定・変更届」（以下「届出書」という。）を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、主たる事業、住所及び電話番号」欄は、申請を行う一般事業主の氏名又は名称、主たる事業、住所及び電話番号を記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事業、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。電話番号については、主たる事務所の電話番号を記載すること。

３．「一般事業主行動計画を（策定・変更）」欄は、該当する文字を○で囲むこと。

４．「１．常時雇用する労働者の数」欄は届出書を提出する日又は提出する日前の１か月以内のいずれかの日において常時雇用する労働者の数、うち有期雇用労働者の数及び男女別労働者の数を記載すること。

５．「２．一般事業主行動計画を（策定・変更）した日」欄は、該当する文字を○で囲むとともに、策定又は変更した日を記載すること。

６．「３．変更した場合の変更内容」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

７．「４．一般事業主行動計画の計画期間」欄は、策定した一般事業主行動計画の計画期間の初日及び末日の年月日を記載すること。

８．「５．規定整備の状況」欄は、該当する文字を○で囲むこと。

９．「６．一般事業主行動計画を外部へ公表した日又は公表予定日」欄は、策定した一般事業主行動計画を「両立支援のひろば」等に公表した年月日又は公表を予定している年月日を記載すること。

10．「７．一般事業主行動計画の外部への公表方法」及び「11.女性の職業生活における活躍に関する情報の公表の方法」欄は、該当するものの番号を○で囲み、①を○で囲んだ場合は、括弧内の具体的方法を○で囲むか、記載すること。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく公表の方法については、求職者が容易に閲覧できる方法による必要があり、この観点からは、国が運営する「女性の活躍推進企業データベース」への掲載が最も適切であること。なお、自社のホームページへの掲載等によることを妨げるものではないこと。②を○で囲んだ場合は、①以外の公表の方法を記載すること。なお、当該欄については、公表が義務である事業主については、必ず記載すること。また、努力義務である事業主については、公表を行っている場合に記載すること。

11．「８．一般事業主行動計画の労働者への周知の方法」欄は、該当するものの番号を○で囲み、④を○で囲んだ場合は、①から③以外の周知の方法を記載すること。なお、当該欄については、周知が義務である事業主については、必ず記載すること。また、努力義務である事業主については、周知を行っている場合に記載すること。

12．「９．一般事業主行動計画を定める際に把握した職業生活と家庭生活との両立に関する状況の分析の概況」欄は、①については、次世代育成支援対策推進法施行規則第１条の２第１項第１号の事項について把握・分析を実施した場合は、（済）を○で囲み、②については、次世代育成支援対策推進法施行規則第１条の２第１項第２号の事項について把握・分析を実施した場合は、（済）を○で囲むこと。

13．「10.達成しようとする目標の内容」欄は、一般事業主行動計画に定めた達成しようとする目標（数値目標で代表的なもの）の内容について記載すること。なお、届出書とともに一般事業主行動計画を添付する場合は、10欄の記載は省略することができること。

14．「12．次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定（トライくるみん認定・くるみん認定）の申請をする予定」欄は、該当する文字を○で囲むこと。

15．「13．次世代育成支援対策推進法第15条の２に基づく特例認定（プラチナくるみん認定）の申請をする予定」欄は、該当する文字を○で囲むこと。

16．「14．次世代育成支援対策の内容」欄は、一般事業主行動計画の内容として定めた事項について、行動計画策定指針（平成26年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第１号）において一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましいとされている事項を定めた場合は、その記号（１の（１）のアからチ、１の（２）のアからオ又は２の（１）から（５））を○で囲み、その他の項目を定めた場合は１の（１）の「その他」、１の（２）の「その他」又は２の「その他」にその概要を記載すること。変更届の場合は、変更後の一般事業主行動計画の内容として定められている項目の全てについて○で囲み、又は記載すること。

17．「15．一般事業主行動計画を定める際に把握した女性の職業生活における活躍に関する状況の分析の概況」欄は、（１）については、①採用した労働者に占める女性労働者の割合、②男女の平均継続勤務年数の差異、③労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数等の労働時間の状況、④管理的地位にある労働者（管理職）に占める女性労働者の割合、⑤男女の賃金の額の差異について把握・分析を実施した場合は、（済）を○で囲み、（２）については、把握・分析を実施した場合は、その項目を記載すること（代表的なもののみを記載）。

18．「16．達成しようとする目標及び取組の内容の概況」欄は、（１）については、一般事業主行動計画に定めた達成しようとする目標（数値目標で代表的なもの）の内容について記載すること。また、常時雇用する労働者数301人以上の事業主にあっては、（ⅰ）と（ⅱ）両方記載し、当該目標の分

類について表中の該当する番号（①又は②）を記載すること。（２）については、女性の活躍の推進に関する取組の内容として定めた事項について例示された事項に該当する場合は、それぞれ該当する記号（アからカ）を○で囲み、その他の項目を定めた場合は「その他」にその概要を記載すること。（３）については、女性の活躍の推進に関する望ましい取組の内容として定めた事項について例示された事項に該当する場合は、それぞれ該当する記号（アからケ）を○で囲み、その他の項目を定めた場合は「その他」にその概要を記載すること。なお、（３）への記入は任意であること。また、健康に関してはプライバシー保護が特に求められることも踏まえる必要があることに留意が必要であること。なお、性別を問わず使いやすい特別休暇制度の整備及び職場全体の働き方改革等、女性だけでなく労働者全体を対象として取り組むことも有効であること。

なお、届出書とともに一般事業主行動計画を添付する場合は、16 欄の記載は省略することができること。